

ナチュリラ宮古島・伊良部 宿泊約款

第1条〈適用範囲〉

- (1)当ヴィラが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
- (2)当ヴィラが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第2条〈宿泊契約の申し込み〉

1. 当ヴィラに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ヴィラに申し出ていただきます。
 - (1)宿泊者名
 - (2)宿泊日及び到着予定時刻
 - (3)宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - (4)その他当ヴィラが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ヴィラはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条〈宿泊契約の成立等〉

1. 宿泊契約は、当ヴィラが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ヴィラが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ヴィラが定める申込金を、当ヴィラが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 長期ご宿泊の場合は、当ヴィラの請求に従って宿泊料金をお支払いいただくものとし、
5. 第2項の申込金を同項の規定により当ヴィラが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ヴィラがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条〈申込金の支払いを要しないこととする特約〉

前条第2項の規定にかかわらず、当ヴィラは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ヴィラが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条〈宿泊契約締結の拒否〉

1. 当ヴィラは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のいずれかに該当すると認められるとき。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ・ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ・ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (7) 天災、ヴィラの故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

第6条〈宿泊客の契約解除権〉

1. 宿泊客は、当ヴィラに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ヴィラは宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ヴィラが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、当ヴィラの定める違約金を申し受けます。ただし、当ヴィラが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当って、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ヴィラが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ヴィラは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日になっても到着しないときは、その宿

泊契約は宿泊客により解除されたものとして処理することがあります。

第7条〈当ヴィラの契約解除権〉

1. 当ヴィラは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のいずれかに該当すると認められるとき。
 - ・ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ・ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ・ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの宿泊客が伝染病者であると、明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 宿泊客が泥酔等で放歌高吟、客室への立入り等、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められたときや、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ヴィラが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当ヴィラが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条〈宿泊の登録〉

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ヴィラのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
 - ・ 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所
 - ・ 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - ・ 出発日及び出発予定時刻
 - ・ その他当ヴィラが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行なおうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

第9条〈客室の使用時間〉

1. 宿泊客が当ヴィラの客室を使用できる時間は、14:00 から翌日の 10:00 までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ヴィラは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には当ヴィラ既定の追加料金を申し受けます。

第 10 条〈利用規則の遵守〉

宿泊客は、当ヴィラ内において、この約款に従って当ヴィラが定めて掲示・展示あるいは備え付けした利用規則等に従っていただきます。

第 11 条〈営業時間〉

1.当ヴィラの主な施設等の営業時間は次のとおりとします。

(1)フロント・キャッシャー等 7:00～18:00

・門限 なし

・フロントサービス 7:00～18:00

2.なお、営業時間は事前の予告なしに変更する場合がございます。

第 12 条〈料金の支払い〉

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ヴィラが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、当ヴィラに宿泊をする当日前及び当日入室前に宿泊料金をフロントにおいて確認（事前にお支払いされた場合）及びお支払いいただきます。

ただし連泊の場合は、別途定めるチェックインの時刻までにフロントにおいてお支払いいただくものとします。

3. 当ヴィラが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条〈当ヴィラの責任〉

当ヴィラは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ヴィラの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第 14 条〈契約した客室の提供ができないときの取扱い〉

1. 当ヴィラは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊ヴィラを斡旋するものとします。

2. 当ヴィラは、前項の規定にかかわらず、他の宿泊ヴィラの斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ヴィラの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条 〈寄託物等の取扱い〉

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ヴィラはその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ヴィラ内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ヴィラの故意又は過失による滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ヴィラはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについては、当ヴィラに故意又は重大な過失がある場合を除き、当ヴィラ規定の限度額を上限として当ヴィラはその損害を賠償します。

第 16 条 〈宿泊客の手荷物又は携帯品の保管〉

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ヴィラに到着した場合は、その到着前に当ヴィラが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ヴィラに置き忘れていた場合においては、その所有者が判明したときは、当ヴィラは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。
ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 1 ヶ月保管し、1 ヶ月を超えた場合は当ヴィラにて処分させていただきます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ヴィラの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条 〈駐車場の責任〉

宿泊客が当ヴィラの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ヴィラは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ヴィラの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条 〈宿泊客の責任〉

宿泊客の故意又は過失により当ヴィラが損害を被ったときは、当該宿泊者は当ヴィラに対し、その損害を賠償していただきます。

【別表第 1】・違約金（第 6 条第 2 項関係）

ご出発当日のご延長 1 時間あたり				
20%				
ご出発当日のご延長が 2 時間を超えた場合				
100%				
不泊	当日	前日	3 日前	5 日前
100%	100%	100%	80%	50%

- (1) %はご予約いただいている契約料金に対する違約金の比率です。
- (2) 契約日数が短縮した場合も、その短縮日数にかかわらず、上記の違約金を適用いたします。